

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ニュース・レター 創刊号

NEWS · LETTER NO. 1 (1998. 11. 5)

創立総会報告

設立宣言

ダイオキシン・環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）等の化学物質汚染が、人類を含む地球上のあらゆる生物の種の、存続の危機を招いています。これらの汚染物質は、さまざまなガンを引き起こしたり、内分泌攪乱作用を通じて、人間や生物の生殖機能に重大な影響を及ぼしています。さらにこれらの汚染物質は、胎盤や母乳を通じて子どもに移行し、その生命や生殖能力を奪いつつあります。地球規模で、世代を超えて、汚染が広がっているのです。

このような汚染は、大量生産・大量消費・大量廃棄、利便性のあくなき追求、化学物質過剰依存といった、産業社会のライフスタイルが生み出したものです。私たち人間は、安全性への配慮を欠いたままに、約10万種にものぼる化学物質をつくり出し、地球上に放出してきました。その結果が、今日の危機を招いているのです。

このようなライフスタイルを抜本的に見直して危機を回避し、かけがえのない地球を守ることは、現代に生きるわれわれの責務です。もはや一刻の猶予も許されません。直ちに有効な対策を実行しなければなりません。その意味で、ダイオキシン・環境ホルモン問題の解決は、今、最優先の政治的・社会的課題なのです。

にもかかわらず、わが国の立法や行政の対応は著しく立ち遅れています。しかし、それを批判だけしていても、危機が避けられるわけではありません。今こそ、一人一人の国民が、主権者として、立ち上がり、立法や行政を動かす時なのです。

そのためには、わかりやすい情報提供や、政策提言を行うことが必要です。そのような政策提言は、決して一専門家集団だけでできるものではありません。なぜなら、危機は複雑で、多面的な対策を総合的に講じる必要があるからです。真に有効な政策提言を行うには、さまざまな領域の専門家、市民、市民団体、政党、労働組合、産業界に至るまで、あらゆる領域の人々がそれぞれの立場や利害を超えて結集し、知恵を出し合うことが求められているのです。

その要請に応えるべく、本日、ここに「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」が設立されました。私たちは、今後、調査研究体制の整備、母乳問題を含むダイオキシン緊急対策の早期実施、化学物質政策の抜本的見直し、廃棄物法制の総合的整備等について、幅広い政策提言を行い、ダイオキシン・環境ホルモン汚染の抜本的な解決を目指します。

以上の諸課題に向けて、私たちは、あらゆる努力を惜しまず、全力を挙げて取り組むことを、ここに宣言します。

1998年9月19日

全国の女性弁護士158名が呼びかけ人となり、専門家ら50名が発起人となって結成された「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」が、9月19日、東京・虎ノ門パストラルにおいて創立総会を開き、一般の方々を含めて約150名が参加しました。

総会においては、規約の制定、役員の選出、専門委員会の設置（ダイオキシン対策委員会、環境ホルモン対策委員会、編集委員会）が決定されました。

また、休憩をはさんで、本会議の代表に就任した、高知大学学長・立川涼先生による記念講演が行われました。その内容は、後に掲げるとおりです。

今後は、発起人・呼びかけ人弁護士及び有志からなる各委員会ごとに、ダイオキシン・環境ホルモン対策を具体的に検討していきます。ダイオキシン対策委員会ではダイオキシン対策緊急措置法（仮称）の制定に向けた立法提言を行う、環境ホルモン委員会では予防原則を含む化学物質安全基本法（仮称）の制定などの提言を行う、後の幹事会で設置が決定された廃棄物委員会においては総合的な廃棄物法制の整備のための立法提言を行う、編集委員会ではニュースレターを作成し会員の皆さんに情報を提供していくといった活動を予定しています。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議規約

第1章 総則

第1条 [名称]

本会は、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議と称する。

第2条 [事務所]

本会の事務局は、東京都港区新橋4-2
5-6 ヤスキビル2・六階、コスモス法律
事務所内に置く。

第2章 目的および事業

第3条 [目的]

本会は、ダイオキシン・環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）等の化学物質汚染問題について、多数の市民が参加して有効な政策提言等を行うことにより、予防原則の確立を含む実効性のある污染防治対策および被害救済を早期に実現させることを目的とする。

第4条 [事業]

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 政策提言及びその推進
- 2) 情報交換、協力促進
- 3) 調査研究
- 4) 相談活動

5) シンポジウムの開催

6) 講演会、学習会の開催と講師派遣

7) ニュースレター、機関紙その他出版物の発行、その他広報活動

8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 [会員および会費]

1 本会の会員は、第3条に定める本会の目的に賛同し、入会した個人とする。

2 会員は、本会の活動運営について意見を述べ、役員を推薦（自薦を含む）することができる。

3 会員は、幹事会の定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

第6条 [賛助会員および賛助会費]

1 本会の趣旨に賛同し、その活動を支援しようとする団体は、賛助会員となることができる。

2 賛助会員は、幹事会の定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

第7条 [退会]

会員はいつでも退会することができる。但し、年度途中の退会の場合には、当該年度の会費を納める義務を免れることはできない。

第8条 [会員の資格喪失]

会員は次の事由に該当するときは、その会員資格を喪失する。

- 1) 所定の退会手続きを完了したとき
- 2) 期限後1年を経過しても会費を納入しないとき
- 3) 死亡したとき
- 4) 転居、行方不明など所在の知れないとき
- 5) 幹事会において除名の決議がなされたとき

第9条 [除名]

会員が、本会の目的に反する行動をとったとき、もしくは本会の信用を著しく失墜させる行為を行ったときは、幹事会の決議をもってこれを除名することができる。

第4章 機関

第10条 [役員]

1 本会に以下の役員を置く。

- 1) 代表
- 2) 副代表
- 3) 事務局長
- 4) 事務局次長
- 5) 常任幹事
- 6) 幹事

2 各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第11条 [幹事会]

1 幹事会は次の事項を審議し、決定する。

- 1) 役員の選任
 - 2) 会計・監査人の選任
 - 3) 会員の除名
 - 4) 規約の改正
 - 5) 本会の活動運営に関する重要な事項
- 2 幹事会の議決は、前項3)の会員の除名および同4)の規約の改正の場合には、出席者（委任状出席含む）の3分の2以上を要し、その他の場合には過半数で決するものとする。

第12条 [常任幹事会]

1 常任幹事会は代表、副代表、事務局長、

事務局次長および常任幹事で構成する。

- 2 常任幹事会は適宜開催される。
- 3 常任幹事会は、本会の活動運営に関する事項を審議し、決定する。
- 4 常任幹事会の議決は出席者（委任状出席含む）の過半数で決するものとする。

第13条 [事務局]

1 本会の会務を執行し、代表を補佐するために、事務局を置く。事務局は事務局長が統括し、必要な構成員をもって構成する。

2 事務局次長は事務局長を補佐する。

第14条 [会計・監査人]

1 会計年度は毎年10月1日から翌年の9月30日までとする。

但し、初年度に限り、1998年9月19日から1999年9月30日までとする。

2 本会に会計及び監査を置く。会計及び監査は、幹事会が選任する。

第15条 [総会]

1 常任幹事会または幹事が必要と認める場合には総会を開催することができる。

2 総会の決議は出席会員（委任状出席含む）の過半数をもって決するものとする。

第16条 [委員会]

本会の活動を円滑に行うために、委員会を置くことができる。

[付 則]

設立時の幹事の選任は、発起人及び呼びかけ人の中から行う。

(1998年9月19日制定)

ボランティア募集

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議をお手伝いして下さるボランティアを募集しています。

お気持ちのある方は、コスモス法律事務所まで、ご連絡下さい。

Tel. 03-3432-1475(コスモス法律事務所)

役 員	('98.10.8現在)		戸川大学非常勤講師
○ 代表	立川 涼	14	北野 大 (淑徳大学教授)
○ 副代表	なだいなだ	15	木村晋介 (弁護士)
同	毛利子来	16	酒井伸一 (京都大学助教授)
同	神山美智子	17	佐々木靜子 (医師)
○ 事務局長	中下裕子	18	猿橋勝子 (科学者)
事務局次長	福田治榮	19	C.W.ニコル (作家)
同	中村晶子	20	椎名 誠 (作家)
同	菊地美穂	21	塩澤豊志 (埼玉大学講師)
○ 常任幹事		22	高橋 元 (建築家)
石 弘之	海原純子 沖藤典子	23	武田玲子 (医師)
川名秀之	北野 大 武田玲子	24	田坂興亞 (国際基督教大学教授)
田坂興亞	富山和子 中原英臣	25	立川 涼 (高知大学学長)
松崎早苗		26	田辺信介 (愛媛大学教授)
	(以上、発起人)	27	田部井淳子 (登山家)
池尾 奏	一場順子 牛島聰美	28	寺田理恵子 (アナウンサー)
岡本理香	鬼頭栄美子 佐藤 泉	29	寺西俊一 (一橋大学教授)
末吉宜子	鈴木喜久子 目々澤富子	30	富山和子 (立正大学教授)
守屋典子	原 若葉 金田絢子	31	中野益男 (帯広畜産大学教授)
佐貫葉子	関口佳織 中川端代	32	中原英臣 (医師、山野美容芸術短期大学教授)
長沢美智子	番 敦子 牧 麻子	33	中村浩美 (科学ジャーナリスト)
三尾美枝子	小沢弘子	34	長山淳哉 (九州大学医療短期大学部助教授)
	(以上、呼びかけ人)	35	なだいなだ (作家、精神科医)
○ 幹事	発起人・呼びかけ人のうち、就任を承諾したもの	36	原田正純 (熊本大学助教授)
○ 会計	菊地美穂	37	樋口恵子 (東京家政大学教授)
○ 監査	未 定	38	藤井美穂 (医師)
発起人		39	二木昇平 (医師)
1 有田芳生	(ジャーナリスト)	40	町沢静夫 (医師、立教大学教授)
2 石 弘之	(東京大学教授)	41	松崎早苗 (物質工学工業技術研究所)
3 市川定夫	(埼玉大学教授)	42	松田保彦 (横浜国立大学教授)
4 宇井 純	(沖縄大学教授)	43	宮田秀明 (摂南大学教授)
5 植田和弘	(京都大学教授)	44	宮本憲一 (立命館大学教授)
6 鵜飼照喜	(信州大学教授)	45	毛利子来 (医師)
7 海原純子	(医師)	46	山村恒年 (弁護士)
8 浦野紘平	(横浜国立大学教授)	47	寄本勝美 (早稲田大学教授)
9 大谷昭宏	(ジャーナリスト)	48	脇本忠明 (愛媛大学教授)
10 沖藤典子	(ノンフィクション作家)	49	鷺谷いづみ (筑波大学助教授)
11 梶山正三	(弁護士、ゴミ弁連会長)	50	綿貫礼子 (環境問題研究家、津田塾大学講師)
12 加藤龍夫	(横浜国立大学名誉教授)		
13 川名英之	(環境ジャーナリスト、江		

以 上

「私たちにとって人工化学物質とは」

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議代表・立川 涼

ダイオキシンとか環境ホルモンあるいは人工化学物質を考える場合に、もっとも象徴的なのはゴミ焼却炉からダイオキシンが出たということだと思います。ゴミ焼却というのは環境対策ですね。我々が生きていく以上、ゴミが出るというのは避けられない。それを減らすことによって、いわば環境を保全しようということでゴミを焼いているわけです。そういう過程の中で大変強力な毒物が出てきたという是有る意味で大変皮肉なことありますし、私どもの社会のあり方とかあるいはライフスタイルを考えてみなさいという一つの警告であるのかもしれません。先程から紹介されていますように、私どもは膨大な人工の化学物質を作り使ってきたわけですね。ただこういう事態は決して古いことではありませんで、人類の歴史の中でこの 50 年と言ってもいいと思います。かつて我々の周辺で使っている材料、製品、生活を囲んでいるもの全て天然物だったわけです。ところがこの 50 年、人間が新たに天然にないものを工場でつくり、それが周辺に非常に拡がって参りました。大きな転機は材料を人間がつくり始めたことですね。それまでは医薬品や染料である限り大した量ではなかったんですけども、セメントや鉄鋼も加わり、あるいは繊維が加わり木材の代わりに例えば石油から人工的に物をつくろうということになりますと、使われる場面は飛躍的に拡がってくるわけです。自動車というのはいま世界の産業・経済を支えているわけですけれども、その自動車を見てもプラスチックその他人工の化学物質がいっぱい使われています。

21 世紀は情報と通信の世界と言われてますけれども、それに使われてる機器の中にも新たに人間が開発し発明をした化学物質がいっぱい使われているわけですね。そういう意味では私どもの社会というのはこういう化学物質なしではすまない、避けては通れない、見方によっては私どもの生活を支えたり利便性を増したり快適性を増したり、場合によっては安全性だって高めてきたことがある、ということはやはり認めておかなければいけないと思います。

ただ一方ではいくつかの化学物質が人間の死を含むさまざまな悲劇を生んできたことも事実ですね。私ども目の前に火事が起きますと、やっぱり火消しに躍起にならざるを得ません。火事を前に防火建築を造ろうとばかり言っておれないんですね。ところが次から次に火事が起きるものですから、火消しに追われてしまってなかなか耐火防火建築を造るに至っていない。やはりここらあたりで私どもはそういう化学物質の総体を真正面から受け止めてどう使いこなしていくのか、どう安全に使いこなしていくのかということを考えてみなければいけない時期になっていると思うんです。

例えばフロン、オゾン破壊でいま問題になっておりますけれども、初めは冷蔵庫のアンモニアガスが危険なので安全な代替品がないかということで開発されたんですけども、いまは巨大な意味をもっているわけですね。例えば冷暖房等を考えてみたらわかるわけですけれども、例えば食品の貯蔵・流通等はコールドチェーンや冷凍技術がなかったらこんなふうにはならなかつた

と思います。利便性も高まったし、年中適当な価格でいろんな食品が美味しく食べられるようになった。もちろん功罪あるんですけども、私どもの食生活を大きく変えたと思います。あるいは先程の電子通信工業でもそうですけども、ああいう部品や機器というのは空調がなければつくることが不可能ですね。ヒューストンという砂漠の中にある巨大な都市があります。家も冷暖房、通う車も冷暖房、オフィスも冷暖房、オフィスとオフィスとの間はトンネルやなんかでみんな冷暖房ということになってまして、そういうのがなければああいうふうに世界石油産業のいわば拠点みたいなところはできなかつたんです。

人によっては、エアコンができたために人々がテレビと会話をしたり、コンピュータと会話するようになり非常に世界を狭くしたんだと。ある社会科学者は性生活さえ変えたと言ってる人もいるくらいですね。つまりこういう化学物質というのは社会や文化さえも変える大きな影響力をもったんですね。私どもはそういうものをこれからどうするかと、あるいは今後どう付き合っていくかということが問われているわけです。そういう意味でこの化学物質というのは巨大な技術です。一つ一つの化学物質の経済的な生産量はたいしたことないかもしれません。しかしその総体というのは大変大きな経済的なアウトプット、直接間接的にはもっと大きくなります。大量の雇用が支えられている。一つの社会の制度と言ってもいいのかもしれません。こういうものと我々はどう付き合っていくのか、あるいはどう使いこなすのか、というのがダイオキシンや環境ホルモンを考える場合に見据えておかなければいけないことだと思うわけです。

先程から安全に使うという話をしたんですけども、安全という概念も考えてみると意外に難しくて一筋縄ではいきません。科学的に裏側からいくと毒性が少ないとか

毒性がないというふうに考えてみることもできると思いますけれども、この毒性という中身はまたけっこう難しいわけですね。普通、科学や技術というのは発明や発見の人と日時がだいたい明快にあるものです。人間が初めて抗生物質、ペニシリンを発表したのは 1929 年で、イギリスのフレミング。湯川さんが中間子論を発見したのは 1935 年。ソ連が人工衛星を初めて飛ばしたのは 1957 年というふうに明確に人と時間がわかつております。ところが毒性の問題というのはこういうカレンダーがないのが普通ですね。大変複雑な世界でしかも毒性の中身そのものが場合によっては状況により時代とともに変わることだってあり得るわけです。私は、人類社会というのは、あるいは科学は、毒性について満点の答えを出したことはないと、今後ともそれは大変難しいと思ったほうがいいと思います。時代の進展とともに絶えず新しい毒性が出現したり発見されてくる。それに対して改めて規制を見直すということを繰り返してきたわけです。毒性の問題はそういう性格があるということを私どもはそれなりに承知しておくことが必要かと思います。

この毒性の歴史というのを、化学物質の側から考えてみると、もっとも問題になる有機塩素系の化合物で毒性の展開を考えてみると、まず BHC とか DDT という有機塩素系の殺虫剤が出て参ります。これは初めから生物の毒性を期待してるんですね。昆虫を殺したいですから、初めから殺虫力がないと困る。生物を殺すことを目的に開発するわけですが、当然それ以外の副作用・毒作用があっては困るということで許認可の場合にもそれなりの条件がついてまいります。さまざまな副作用が起きないように、食品が汚染しないように、環境が汚染しないように、あるいは農家の方に健康上の被害がおきないように、しかし病害虫の駆除には一定の効果が發揮し得る。そういうさまざまな規定をクリアして

初めて生産と市販が許されるわけです。

ところが次いで起きたのはP C B問題でありまして、これは 1960 年代の後半から世界的な問題になってまいりました。この P C B というのは農薬とはまったく違いまして、生物を殺すこと、生物毒を目的として開発したわけじやないんですね。トランスやコンデンサーの中に入れれば絶縁性がよろしいし、高温になっても火がつきませんよとかペイントに混ぜてやれば非常に耐久力がついてきますというふうな工業的利用上の用途で開発されたわけですから、初めから誰も毒性を予想したわけではなかつたわけです。ところが 1929 年に使いはじめて 37 年たった 1966 年にスウェーデンの研究者が野生動物が P C B 汚染されていることを発見した。それ以降さまざまな展開があったわけですけれども、この P C B が化学物質の毒性の歴史で一つの時代を画したというのは、単に食品添加物や農薬のように生理的に有害な物質ではなくて、一般的の通常の意味では毒性を期待していない化学物質についても安全性をチェックしなければいけないということを私どもに教えてくれたことにあるわけです。それがきっかけで日本では略称化審法なんていう法律ができました。ザル法とは言われてるんですけども、世界で初めて一般化学物質の安全性を法的に規制したという意味では画期的な法律だったんですね。

その次に登場するのがダイオキシンだと思います。P C B、DDT というのは商品ですね。だけれどもダイオキシンをつくったりする人はいませんしもちろん買う人もいないわけです。そういう意味ではこれはまったく商品ではありません。しかしいろいろな化学物質をつくったり使ったりあるいは廃棄したりする過程で二次的に副次的にこれが含まれている。つまり私どもは安全性をチェックする場合に利用目的の成分だけではなくて、つくる過程で、使う過程で、廃棄処分する過程で、二次的にできる

もの、不純物といったものさえも安全性をチェックしなければいけないよというふうに、安全性をチェックしなければいけない世界が広がってきたわけですね。

更に新しいのはフロンと言ってもいいと思うんです。先程の DDT、P C B、ダイオキシンはすべて結果としては生物毒です。使った結果として生物に溜まって最終的には何らかの毒性影響が起き得るわけですけれども、そういう意味ではフロンというものは地表ではまったく人畜無害と言ってもよろしい。但しそれが極めて安定で蒸気圧が高いために使ってる間にだんだんもれて、それが上空にいってオゾンを破壊する。つまり地球丸ごとの大気環境を変えることによって人間や生物へさまざまな毒性が予想されるようになったわけですね。つまり毒性発現のメカニズムとしては今までとまったく次元が違つてしましました。しかもフロンというのは世界中均一の濃度で空气中にあるわけあります。アメリカがたくさん使うからアメリカの上空にフロンが多くて、その結果アメリカ人に皮膚癌が多くなるということはないんですね。そういう意味ではこの問題は本当の意味で地球的に物を考えて国際的に対応しなければいけないということを端的に教えてくれた物質と言ってもいいと思います。そんなふうに過去 50 年の歴史をみても、チェックしなければいけない毒性の世界が次第に広がってきたわけです。

次に今度は毒性の側から考えてみたいんですけれども、最初は急性毒性、つまり一回こっきり食べてしまった、食べさせられてしまった。で、最悪の場合死んでしまうのが急性毒性ですね。ところがいま私どもが問われているのは長い間使った結果として直接間接人や生物に取り込まれる、長い間にはそれがさまざまな影響を及ぼすことが心配されるといういわば長期的慢性的な影響なわけです。これはまったく違います。例えば P C B は急性毒性 (LD 50) は体

重1キログラムあたり例えば2グラムです。我々は1970年の初め頃いっくらネズミにP C Bを食べさせても死がないなと言ったんです。ところがいわゆる長期的な慢性毒性になりますと体重キログラムあたり毎日5マイクログラムぐらい、つまり1000分の5ミリグラムですからまるで桁が違います。よくダイオキシンの毒性は青酸カリの何倍だというふうに言われるんですけれども、これは厳密には正しくないと思うんですね。ダイオキシンやP C Bに急性毒性というのは普通はあり得ません。慢性毒性のみが問題になり得るし、逆に青酸カリは毎日毎日取り続けることはないんですね。一回こっきりで終わりです。ですからそういう現実を考えたら、このような比較はあまり正しくないと思うんですね。しかも毒性の現れ方が急性毒性と慢性毒性ではまるで違うわけです。

この延長線上に最近言われているいわゆる環境ホルモンの問題が出てくると思いません。いろんな表現が使われていますけれども、ここでは環境ホルモンと申し上げます。これもやっぱり長期的な影響です。似たところもあるんですけども、敢えて違いをあげてみると、やはり物によっては極めて微量で毒性が発現することがあると思いますね。2、30年前にはまったく使ったことがなかったような、P P Tとかピコグラムというようなことをこの頃日常の言葉でも使うんですね。P P Tというのは100万分の1のまた100万分の1。あるいはピコグラムというのは100万分の1グラムのまた100万分の1グラムですね。たまたま技術が発達したもんだから測れちゃうんですよね。ですけどそもそもこんな超微量を測らなければいけないこと自体、人間社会って一体何なんだと、こんなことまで測らんといかんのかという気が一方ではなくはないんですね。研究者にとっては飯のたねになります。けつこう面白いテーマで我々は楽しんでやっていると言ったら

叱られるんですけど、面白いテーマではあるけれども、社会的に考えたらこんな超微量を我々が問題にするのはどこかおかしいという視点は、僕はあり得るというふうには思っております。

こういう中でいろんなことが出てくるわけですけれども、超微量以外に例えばコルボーンなんかシングルヒットという言い方をしてますね。普通T D IとかA D Iと言ってるのは一生食べ続けてもいまのところ悪影響はありませんというものとして数字が決まるわけですけれども、シングルヒットというのは一回こっきり、あるいは極めて短期間の暴露で影響が出るということで、理論的にはあり得るわけですね。例えば人間の場合だと、妊娠6週から8週ぐらいで初めて男と女の分化が起きてまいります。生物は一般に雄になるのは大変なんですね。基本的には雌になるようにできますから、四苦八苦して男になっているわけです。そういう過程でやっと男性ホルモンが出るような時に周りからよけいな女性ホルモン的なものが入ってきますと、当然中性化があったり、男性として十分機能しなくなるというのは実験的には十分あり得ることなわけです。

ただこうなりますといわゆるT D Iの考え方はどうなのかということになりますね。一生食べ続けてもよろしいという線で数字を決めていくわけですけれども、一回こっきり短期間、しかもそれは物質によって生物の組織によって過程によってそれぞれ違う時期と違う組織があるのかもしれない。そういうものを我々はどうやって理論的な根拠をもって規制するのかと。シングルヒットレベルで全部保証されるように一生食べ続けてもよろしいというふうな論理でそもそもやれるのかやるのかというあたりが、実は僕は考えなければいけない問題点だと思っております。

当然このあたりになると私どもは野生生物の生理生態をほとんど知らないん

ですね。卵から死ぬまでの長い過程の中で組織機能生物過程は極めて多様です。そういったことについて私どもほとんど知っていないわけですから、毒性影響と言ってもなかなか化学的にわかる場面は少ないと言わざるを得ません。

それから、後の世代にさまざまな影響が出てくるということがありますね。ここらあたりも実はいま環境汚染やなにかでもモニタリングデザインの考え方に関わるわけですけれども、いまの食品の汚染、いまの水の汚染というのはいまの人の環境に基本的にはつながるだろうという前提で環境モニタリングとか食品モニタリングが行われるわけですね。ところが実はそうではなくて20年前、30年前の汚染が問題だったとか、いまの汚染が30年先にきくということになりますと、そういう食品や環境のモニタリングデザインについてもやはりある場面では修正しなければいけないところも出てくるわけです。

ホルモンというのは、生物によって極めて多数なホルモンがございます。生涯の中である時期に必要な量だけ、そしていらなくなれば消えてしまうなんていうことがたくさんあるわけですね。ですからホルモンが絡む生理過程はほんとにたくさんあります。私どもがわかっているホルモンに対するさまざまな外部からの影響というのはごく一部でしかありません。従っていわゆる環境ホルモン様毒性物質というリストもいま掲げられているものはやはり当面のものというふうに言わざるを得ないと思います。いま揚げられているものでも消えるものもあるかもしれませんし、新たに加わるものも当然あると思わなければいけません。

こういう中でいま比較的疑わしい、あるいは関心があつて集中的に調査研究をやらなければいけないと言われているうちの一つに、さまざまな生殖影響の問題があると思います。先程申し上げましたように雄の

雌化、中性化、これは魚等では特に顕著に現れるわけですね。あるいは男性の性器のさまざまな異常の問題。あるいは女性ですと子宮内膜症とか乳癌の問題とかあるいは生まれた赤ちゃんのアトピーの問題等はやはり大きな関心があると思います。それから当然甲状腺ホルモンのほうでさまざまな障害が起きますと脳神経系の発達にきいてくるわけですから、ここでもさまざまな知能的知覚的行動的な影響が出てまいります。そこでは多分LD、ラーニングディスアビリティ（学習障害）については場合によつては早くいろんな調査をしておく必要があるかもしれません。いま学校の現場では切れるとかさまざまな問題を教育の問題としてとらえていると思います。しかし、もしもこれが病気であるとしたら、その部分については医学的な対応がいるということになります。多分いまの教育の現場に起きてることがすべてこれだというわけじゃないわけですけれども、もしもこれが学習障害というような病気であるとしたら、やはり医学的な対応をしなければ教育的な対応はできないということもあるわけですね。このへんは学校教育に携わる者としてはかなり重大な関心を持たざるを得ないということがございます。

いずれにしてもこういう毒性というのはなかなか複雑というか、魅力的な世界であります、おそらく内分泌系と脳神経系と免疫系というのはいろんなところでつながっている、相互に関連があるということはだんだんわかつてきたわけですね。もともと生き物というのはさまざまな化学的な信号でもって制御されてるわけですから、今後この環境ホルモンの問題というのはもっと広くと言いましょうか、生物の総体に対する化学物質の影響という形で統一的に理解する方向に学問は展開するだろうと思います。それは学問的には大変魅力のある世界、困難であるけれども大変魅力のある世界なんですね。従って環境ホルモンの問題

というのは生殖系だけの問題とかあるいは神経系だけの問題ということではなく、もうちょっと広い場面で早晚対応しなければいけないという時代がくるかと思っております。

科学とか技術、いま安全の面で申し上げたんですが、こういうものを評価するというのもこれも意外と複雑な世界ですね。T P Oみたいなところがあるといつてもいいかもしれません。1948年にDDTの殺虫力の発見でノーベル賞が授与されているんですが、もうそのすぐ後でDDTには女性ホルモン様の作用があつて、ニワトリに投与すると雄の鶏冠が小さくなるなんてことがわかつっていたわけです。その後レイチエル・カーソンを経てDDTがどういう運命をたどったかは私から申し上げるまでもないと思います。例えば農薬Aというのを考えてみます。日本で農薬Aがあったと致しますと、先程申し上げましたようにいろんな許認可手続きがあるわけですね。従って市販された農薬は一応病害虫駆除の効果はもちろんあるけれども、環境も食品もまあ我慢できる程度に汚染は留まるだろうと。農家の健康被害もないとはいえないけれども、まあまあ我慢できると。つまり括弧付きにしろそれは安全に使えたと。厳密に考えますと安全の概念は大変難しいんです。括弧付きではAという農薬は日本では安全なんです。ところがこの農薬がある途上国にいったと致します。そこではまずインフラがないんですね。安全性を担保するような法律がなかったり、あったとしても諸外国のものを翻訳してくるんですけども、担当官がいないんですね。あるいは専門家がない。だから実際上その法律が機能しないわけです。あるいは危害情報が伝わらないとか農家の方も必ずしも文字がわかるわけではないということになると、決められた適切な使い方ができない結果として環境と食品が汚染し、農家の健康にも被害がある。ついでに水田の重要な蛋白源である魚

も殺してしまった、なんていうことが起きてまいりますとこれは明らかに危険な農薬になってまいります。つまり化学物質の側からだけ一義的に安全か危険かを決めることはできないということですね。安全の概念というのは当然のことですけれども社会的な概念です。その中に科学的な概念を無視するわけにいきません。大事ですけれども、トータルから言えば安全性の問題は社会的な概念です。これは私どもがダイオキシンや環境ホルモンの問題を考えるときも当然なことだと思います。

科学と言いましても例えばニュートン物理のように一対一で原因と結果とか対応関係がとれるものはいいんですけども、環境や毒性の科学の世界というのは極めて複雑な世界です。ある模式的な図を書いてみましょう。球と三角錐と円柱がありますね。上からみたらこれ全部丸に見えるわけです。同じ丸という判断をするわけです。横から見たら丸であるし三角形であるし、長方形である。あるいは球のごく近くから見れば物体は一つしか見えない。物体の数は三つであるというふうに思うかもしれません。これ全部正しいんですね。全部科学的にそのとおりなんです。間違いとは言えません。環境の問題あるいは毒性の問題も、その全貌を私どもが科学的に知ることは基本的には無理なんです。そうである以上、研究者もいろんな立場で仕事をするわけですけれども、それぞれの立場でやられた見解その他も、それぞれ科学的な事実だし、一定の証拠がある、というふうに私どもは受け止めなければいけないわけですね。科学というのは初めから満点

	球	三角錐	円柱
A	○	○	○
B	○	△	□
C	○		

の答えをこういう問題で出すことはないんだと。それぞれ嘘つきではないけれども、私どもが出している回答というのはどこかの一側面だということは科学者の側でもやはり承知をしておかなければいけないことだというふうに私は思っております。この科学の伝えられ方というのは少し細かいことになりますけれども、案外大事なんですね。あるいはご承知の方いらっしゃるかもしれませんけれども、イギリスで下水処理場の下流で魚にビテロジエニンという女性ホルモンの働きを示す物質が雄の魚に増えたという報告が出ました。これは大変大きな話題になりました。環境ホルモン、これはノニルフェノールといいういわば合成洗剤、工業的な合成洗剤の分解化学物質ですけどね。それに女性ホルモン様の毒性があるぞということで大きな話題になったんですが、その後同じ研究者が、実は天然と合成の女性ホルモン、ピルも含みましてね、それがそこから検出されたんで実はそれが原因らしいと言ったと、工業原料ではなくて女性ホルモンが原因であったというふうな形で紹介されたり致しました。これ意外と正確ではないんですね。1994年にサンプターというイギリスの非常に慎重な内分泌学者が最初にこの論文を出した時はですね、文献その他から女性ホルモンを当然疑わなければいけないけれども、当時は彼らの場合分析の技術がなかったもんですからね、いまのところ状況証拠から言って疑われるるのはその合成洗剤分解物だろう、けれども他のたくさんの物質の可能性も十分にあるというふうに非常に慎重な発言をしました。で、2回目の報告は今年の6月に出ました。そこでは非常に精密な性ホルモン、女性ホルモンの分析法を見つけましてね、それでこの原因はそういう天然・合成の女性ホルモンだろう(maybe)と書いてありますね。しかしその論文の中でもその他にもいろんな可能性は考えられると思うと、ちゃんと慎重に断ってあります。この9月

に出たばかりの同じ研究集団の報告を見ますと、これは彼らに言わせると世界中でもっとも広範に実際の下水処理場の下流とか対象地域で魚の影響を調べた報告だということですが、そこでは、ア・バラエティ・オブ・エージェント、いろんな化学物質、それは当然工業化学物質も含めてですね、そういったものがやはり主たる原因だろうというふうに言っているわけです。つまり科学者や評論家その他の発言が日本では必ずしも厳密には伝えられていないことがあります。もちろんオリジナルな論文をお読みになる方はあまりいないし、いまインターネットなんかで要約がいくらでも見られるもんですから、その要約だけで発言されたり二次情報で発言される方もどうしても多くなるわけです。それ自身マイナスではありませんけれどもそういう現実があるということはやはり皆さん方、承知しておいたほうがいいと思います。私どもを含めてそうなんですけれども、こういう世界を厳密に一般の方にお伝えするのはなかなか難しい。しかも世の中は本当のところ何が真実かよくわからんという不安がいつもあるわけですから、パーセプション、世の中がこの問題をどう受け止めたかということで、さまざまな意思決定が行われ、あるいは政策さえ生まれてまいります。そういう意味ではこういうパーセプションを左右する情報っていうのは実は大変大きな意味合いを持つわけですね。そこらあたりで科学者も含めてあるいは携わる人がこのへんの情報の取扱い、あるいはその本質、あるいは危険性を十分承知しておく必要があるという気が致します。

いずれにしてもこういう問題は最終的には社会的な対応をしていかなければいけません。大変図式的に言うと、公害問題の最初の頃は企業にいろんな非難が集中した。次いで、行政に責任があるのじゃないか、行政が怠慢だと。最近ではもうそれを超えて、やはり市民の問題、一人一人小さな

集団の市民が自ら関わり合う形で具体的な政策を提案していこうというふうに実は変わりはじめていると思うんです。企業は最近随分変わってきますね。端的に言うと、環境がビジネスになる、環境が売れるという時代になってきました。もちろん素材産業のようにユーザーがメーカーの場合はそれほどでもないんですけども、末端の消費者がユーザーであるような商品あるいはサービス産業は非常に環境問題に敏感になってきております。環境が売れる、むしろ先行したほうが商売になるという状況ができてきるわけですから、私どもとしては使う側としてこういう状況を加速する努力をしていけばよろしい。

行政に関しては、これも山ほどあるんですけども、一つ行財政改革について申し上げておきたいんですが、いま要するにお役人もお金も減らそうという動きなんですね。縦割りのままでそれぞれの枠の中で人とお金を減らすというふうな動きが起きております。では、自由化、規制緩和のモデルのアメリカではどうかというと、EPAというアメリカ環境保護庁、多分、日本の環境庁はまだ 1000 人ぐらいですが、アメリカの環境保護庁は多分 15000 人ぐらいです。FDAってありますね。アメリカ食品医薬品局。ここで医薬品のチェックをする担当官は多分、10 倍ぐらいいるんじゃないでしょうか、日本に比べて。あるいは CDC というのがありますね。これはエイズだとか O 157 とかそういう伝染性の疾患をカバーする組織。これは大変大きな組織で日本に似たようなカウンターパートがないために数の比較は難しいんですけど、専門の方に聞くと、桁違いに専門家がいるとお話をありました。あるいは最近クリントン大統領は 10 万人の新しい教師を採用すると言ってますね。やっぱり 21 世紀は教育がいちばん大事だと思う。教育の向上のためにはやっぱり先生を増やすことです。少人数学級が大事だと。つまりいま行財政

改革で問われているのは、公私をどう仕分けするかということをきっちり考えること、民間に任せることはできない公がカバーしなければいけないことをきっちり仕分けするのが僕は仕事だと思っているんですけども、現状では残念ながらそういう動きがない。むしろ大変嘆かわしい状況に動いているというふうに言わざるを得ません。ただこれからは何事も行政に期待するというのはなかなか無理になってまいります。20 世紀はお金と物がたくさん欲しいという極めて単純明確なモデルだったわけですね。ですから官民をあげて一生懸命やって見事にそれを実現したんですよ。で、ここまでできてみたらどうも、なんかどっかがおかしい、物足らんと。当然新しいモデル、ライフスタイルが欲しくなっているんですけども、多分それは、百人百様の幸福を求める時代になってるんだと思いますね。トルストイは幸福なんてつまらんて言ったんですけども、確かに昔はハッピーエンドの小説はレベルの低い芸術だったんですけども、これからは何がハッピーかということが大変大きな 21 世紀的なそれぞれの個人がもつ課題なんですね。極端なことを言えば、一人一人が自分の幸福の絵を描こうということになってまいります。そうするとね、そういう多様な国民の要求には行政は物理的に答えられないんですね。お金があって物があったらいいという単純な目標には行政はちゃんと答えることができました。しかし百人百様のモデルをトップダウンでみんな下に下ろそうと思ったら、いくらお役人がいたってそれは無理なんですね。もう物理的にそれはできないと思います。だから当然のことながらボトムアップでそれぞれの集団がそれぞれの地域が自分の問題として政策を形成しながらそれを実現していくことが大切になるわけです。そこでNPOみたいなものが大変意味をもってくるんでしょうね。ここでもアメリカの例を挙げますと、アメリカは有給の

NPOで働いている人が 1020 万人。無給のボランティアがフルタイム換算で 570 万人いると言われているんですね。もちろんカテゴリィが日本と違いますから厳密に比較するとちょっと怪しいんですけどもね。いずれにしてもこれからはさまざまな公的な要求に、行政は当然物理的に全部はカバーできない。それを補完するのはNPOとは限りませんけども、ローカルなさまざまな横断的な個人の集団がやるわけですね。ですから行財政改革というのは必ずそれを補完するものとしてあるいはもっと強化するものとしてNPO的なものが必要になってくるわけです。で、最近日本ではNPO法ができたんですけども、少なくともコンセプトとしてそういうところまで踏み込んではない。非常に暫定的と言いましょうか、不十分なものだと思います。今後は、こういうところの力量が問われる時代がくると思います。

ご承知のように「奪われし未来」を契機にしてクリントンは6つぐらい環境ホルモン絡みの法律をつくりました。さまざまな具体化を専門家集団を集めてやっているわけですね。それには行政、民間の企業、大学や研究室、それといわゆるエンバイオメンタリストと言われているような市民グループがイコールパートナーとして入ってるわけです。そのエンバイオメンタリストは、情熱に溢れているだけではないんですね。やっぱり専門性において学者や研究者と対等に渡り合えるような人がそこにたくさんいるわけです。例えば Ph.D をとったような人がそこで随分働いているわけですね。そういう力量のあるNPOが増えしていくことがやはりこれから僕は大変大事であろうと思っております。日本のNPO法はまだなかなかそういうふうにまでいっていないんですけどもね。ただ最近はインターネットなどいろんなことがありますて、非常に学習がしやすくなりました。あるいは市民の実力が急速に上がっていると

いうことを切実に感じます。これはやはり非常に喜ばしいことだと思っております。デンマークにコンセンサス会議ってあります。これは発想がまったく逆転していると言いましょうかね、普通はいろんな技術、巨大技術の審議をするのはいわば専門家集団の審議会にある種の判断、政策決定を委ねるわけです。デンマークは、もともと直接民主主義の伝統があったこともあるんですけど、いわば良識ある市民を審議会のメンバーにしたわけです。アマチュアです、ある意味では。良識のあるメンバーを審議会のメンバーにしてそこに行政なり企業なりあるいは学者も市民運動もいいんですけどね、いろんな方が行ってそれぞれの意見を開陳する。どちらがよりよく一般市民を教育できたか、納得させたかということですね、言ってみれば。で、そういう市民集団が最終的な意思の決定、あるいは政策の決定に関わるわけです。これ大変画期的なわけですね。いまのところまだ 15 ぐらいのトピックスしか扱っていないと思います。そのうちどれだけが具体的な政策に生かされたのか、僕は承知しておりませんけども、EUでも大変注目されておりましてね、こういうことは多分環境問題だけではなくて、さまざまなEUのメンバーカントリーの中の意思決定に有効な手続きに違いない。今後ともこれをできるだけ使えるようにさまざまな勉強をしていこうというふうな雰囲気もあるやに聞いております。

次いでEUで申し上げますと、EUあたりはですね、統合された結果として国家主権を發揮する場面が減ってまいります。いま日本で言えば地方自治体のレベルでいろいろ個性を出す。環境対策等もそこでいろんなユニークな動きがいまだん出始めているんですね。日本でもおそらく国の縦割りはそう簡単になおりません。これはこれである種の必然性もあります。僕は縦割りを打破し新しいものが開拓できるのは地方自治体、それも市町村だと思いますね。

市町村で中央省庁の縦割りをやろうと思ったら 5000 人の村役場に 10 万人の公務員がいるっていうことになるわけですから、もともと無理なんですね。ですから横断的にしかやらざるを得ないわけです。それがある意味でいまの硬直的な縦割り行政を打破するきっかけになるかもしれません。目の前に見える首長さんは選挙ですぐ落とすことができるわけです。公務員は身分保障がありますからね、簡単には首は切れません。首長さんは簡単に首は切れるんです。そういう意味で僕は日本でもこれから地方自治体がいわば希望の星だろうというふうに考えているわけです。ご承知のようにゴア副大統領は「奪われし未来」に序文を書いてますね。私達一人一人はこの問題を知る権利があると同時に学ぶ義務があるということを言ってますね。情報公開ですから当然知る権利、学ぶというのはですね、やはり参加することでもあるけれども、僕自身は学ぶことは大変力になると思うんですね。いま市民が学ぶことが力になるということを知りはじめた。これはある意味すごいことだし、場合によっては恐ろしいこともあります。しかしいずれにしてもこういう力が今後どんどん拡大するであろうと。それが多分 21 世紀を展開する鍵だという予感が私は強くするわけです。こんなことで荒っぽいお話をすけど、終わります。

(終)

たつかわ・りょう

ソウル生まれ。東京大学農学部卒。東京大学助手、愛媛大学農学部助教授、同教授、農学部長などを経て高知大学学長。環境化学者。著書に『PCB』など。

委員募集

あなたも委員になって、ご一緒に活動しませんか。下記日時にぜひ、ご出席下さい。お問い合わせは、下記コスモス法律事務所まで。

●ダイオキシン委員会

11月12日、11月25日 午後 6 時～
弁護士会館 10 階 1002 号室

●環境ホルモン委員会

12月10日 午後 6 時半～
弁護士会館 5 階 504 号室

●廃棄物委員会 来年から活動開始予定

●編集委員会 隨 時

弁護士会館の場所

〒100-0013 東京都千代田区

霞が関 1-1-3

Tel 03-3581-2255 (代)

地下鉄千代田線・丸の内線・

日比谷線「霞ヶ関」B1-B 下車

(地下で直結しています)

編集後記

大変お待たせ致しました。創刊号をお届けします。まだ名前も決まっていないニュース・レターですが、会員の皆さんのご感想を聞きながら、だんだんと育てていきたいと思います。

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

ニュース・レター

創刊号 (NO. 1) 1998.11.5 発行

発行所 〒105-0004 東京都港区新橋

4-25-6 ヤスキビル 2・6 階

コスモス法律事務所

電話 03-3432-1475

FAX 03-3437-3986